

平成24年度  
大型蓄電システム緊急実証事業  
平成28年度公募要領

平成28年4月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

## 大型蓄電システム緊急実証事業に参加される皆様へ

大型蓄電システム緊急実証事業の補助金は、国庫補助金（基金）を財源としておりますので、適正に執行する必要があります。補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点に充分ご認識される様、お願いします。

1. 補助金の申請者が当協議会に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当協議会から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協議会の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当協議会として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当協議会の実施する新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

## 目次

1. 事業の背景及び目的について	・・・・・・・・・・ P.	1
2. 補助対象事業について	・・・・・・・・・・ P.	2
3. 補助対象事業の詳細条件について	・・・・・・・・・・ P.	3
4. 補助率及び補助対象経費等について	・・・・・・・・・・ P.	5
5. 公募手続について	・・・・・・・・・・ P.	6
6. 審査・採択等について	・・・・・・・・・・ P.	9
7. 問い合わせ先について	・・・・・・・・・・ P.	10
8. 審査書類等のファイリング順序について	・・・・・・・・・・ P.	10
9. 申請書類等の様式	・・・・・・・・・・ P.	10
10. 参考資料	・・・・・・・・・・ P.	26

## 1. 事業の背景及び目的について

### 1. 大型蓄電システム緊急実証事業について

現下の我が国の経済情勢及びエネルギー需給情勢を踏まえると、再生可能エネルギーの導入可能量の拡大を通じて、我が国の再生可能エネルギーへの設備投資をより一層促進するとともに、今後世界で大きな市場拡大が想定される成長分野である蓄電池の国内市場の創造と活性化を通じて、我が国における蓄電池の国際競争力の強化を図ることが必要です。

こうした観点から、大型蓄電システム緊急実証事業（以下「補助事業」）では、我が国が競争力を有する大型蓄電池を電力基幹系統の変電所に設置・活用することにより、大型蓄電池の導入需要を拡大させ、電池部材、電解液、パワーコンディショナー等の量産を促し、もって電池価格の低下をも引き起こすことで、国内景気の下支えに資するとともに、世界市場で競争力を持つ蓄電システム産業の育成を目的とするものです。

当該補助事業は、再生可能エネルギーの導入可能量の最大化を目指し、一般電気事業者の大型変電設備に接続する形で大型蓄電池を設置しその制御及び管理を行う、系統用大型蓄電システムの開発及び実証を行います。

## 2. 補助対象事業について

今年度の補助対象事業は、平成25年度、平成26年度および平成27年度に交付決定を受けた事業であって、且つ、後述の要件を満たすものになります。

下記の実証テーマについて、設置後少なくとも3年間実証に必要となるデータの取得を行い、分析結果をまとめ報告していただきます。

なお、当該補助事業により得られたデータと分析結果について報告を行うとともに産業財産権の利活用や一般電気事業者等との連携を通じて成果の活用に努めていただきます。

また、当該補助事業は、経済産業省の『補助事業事務処理マニュアル』に則り遂行、管理される事を前提としています。

以下の2テーマを公募します。

### 【実証テーマA】

- ①主として、周波数変動対策面から、導入可能量の引き上げを目指し、約2万 kWh 程度の大型蓄電池を設置すること。
- ②短期の周波数変動対策に対応できるよう、最低でも秒単位での応答特性を持つ、適正稼働率におけるシステム効率が70%程度以上確保できる仕様の蓄電池であること。
- ③なお、当該補助事業終了後も、引き続き一般電気事業者が当該電池システムを活用することができるよう、本事業において協力体制を組む大型蓄電池の製造事業者がメンテナンス・サポートできる蓄電池であること。

### 【実証テーマB】

- ①主として下げ代対策面から、導入可能量の引き上げを目指し、約5万 kWh 程度の大型蓄電池を設置すること。
- ②ただし、下げ代対策のみならず、周波数変動対策など複数の目的で、同一もしくは複数の蓄電池を活用した場合の蓄電池システム技術の開発及び実証についても、必要に応じ、対象とすること。
- ③秒単位での応答特性を持つ蓄電池であること、また適正稼働率におけるシステム効率が70%程度以上確保できる仕様を目指すこと。
- ④下げ代対策のみならず、周波数変動対策面での蓄電池の活用も併せて行うべく、複数の大型蓄電池を設置する蓄電池システムとする場合、採用する電池は、下げ代対策を念頭に置き、主として、時間容量の確保が比較的容易な特性を持つ蓄電池を主たる蓄電池とし、他方は、それと異なる応答特性、システム効率を持つ電池を採用すること。
- ⑤なお、当該補助事業終了後も、引き続き一般電気事業者が当該電池システムを活用することができるよう、本事業において協力体制を組む大型蓄電池の製造事業者がメンテナンス・サポートできる蓄電池であること。

### 3. 補助対象事業の詳細条件について

#### (1) 事業者要件

事業者要件は、次のとおりとします。

- 原則、一般電気事業者とし、当該事業による取得財産等の処分制限期間経過後においても、設置・導入した設備を、固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギーの導入拡大に有効活用できるような形で、電力システムの運用に直接活用できること。
- 当該補助事業の実施に当たり、大型蓄電池の製造事業者やシステム開発事業などに関係する事業者と、蓄電池システムのメンテナンス、設備の運用期間中の保証修理なども含め、協力体制を構築できること。

なお、下記①～⑤を全て満たすものとします。

- ①日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主提案法人（幹事法人）とする共同体もしくは任意団体等であること。
- ②経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者に該当していないこと。
- ③事業を円滑に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経営基盤を有していること。
- ④委託契約等で民間会社の実証事業を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。
- ⑤事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。

#### <注意事項>

複数の法人による共同提案も可能ですが、その際は一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会（以下「協議会」）から連絡を取る窓口として、代表1社を主提案法人（幹事法人）として決めること。

#### (2) 事業期間

交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」）は、設置後少なくとも3年間実証に必要なデータの取得を行い、分析結果をまとめ報告していただきます。なお、継続事業者の場合、今年度事業開始日は平成28年4月1日としてください。

#### (3) 実施状況の報告

- ・補助事業者は、協議会の指示に従い、定期的に、実証事業の進捗状況について協議会及び経済産業省に報告していただきます。
- ・補助事業者は、実証事業期間中、6名程度の有識者からなる第三者委員会に、定期的に報告していただきます。

なお、当該委員会は、事業内容と目的に即し、開発・実証しようとしている大型蓄電池システムが再生可能エネルギーの導入可能量の最大化に積極的に貢献できるよう、事業者に対し技術的かつ専門的な助言を行うこととします。

ただし、営業上の秘密に属する事項等、当該委員会で得た情報については、補

助事業者の事業に支障のないよう、その取扱いについて十分注意することとします。

・ 成果物の取扱いについては、次のとおりとします。

- ① 補助事業者は、補助事業の成果に係る特許権、実用新案権及び意匠権（以下「産業財産権」）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく協議会に届け出ること。
- ② 補助事業者は、協議会又は経済産業省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、正当な事由がない限り当該産業財産権を利用する権利を協議会、経済産業省又は経済産業省の指定する第三者に対し許諾しなければならない。
- ③ 補助事業者は、第三者が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求め、かつ、協議会又は経済産業省がその旨認定する場合には、正当な事由がない限り当該産業財産権を利用する権利を第三者に許諾しなければならない。
- ④ 補助事業者は、産業財産権の利用等に関し、補助事業者の事業に支障のない範囲で、再生可能エネルギーの導入可能量に関するデータ、並びに系統及び蓄電池の制御及び管理技術について当該事業の成果として報告書にまとめ、かつその成果の活用に関し、その他一般電気事業者をはじめとする民間事業者との連携に努めなければならない。
- ⑤ 補助事業者は、当該産業財産権を国以外の第三者に譲渡し、又はその利用を許諾する場合には、①から④までの適用に支障を与えないよう当該第三者に約させること。

#### 4. 補助率及び補助対象経費等について

補助対象経費、補助率は、下記表のとおりです。

なお、補助対象経費は、当該事業の実証期間も含め、補助事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

補助対象経費の費目	内 容	補助率
人件費	・ 研究員費、補助員雇用費	定 額
システム開発費	・ 大型蓄電システム設計費 ・ 制御システム実証費（制御システム改良・開発、蓄電システム運転を含む）	
装置等関係費	・ 大型蓄電システム設備費（蓄電池本体、パワーコンディショナー、受変電設備等） ・ 設置費（基礎工事、建屋あるいはコンテナ設置、機器据付工事等） ・ 保守管理費	
その他必要経費	・ 消耗品費、各種リース費用、成果報告書の作成費・印刷費、旅費交通費、その他必要な経費	

※中古品の導入については補助対象外とする。

※増設又はリプレイスについては、新設の場合と同様補助対象とする。

※既設構築物の撤去費については、補助対象外とする。

※植栽及び外構工事については、補助対象外とする。

※地盤改良、土地造成、整地については、必要な範囲にて補助対象とする。

※予備品については、合理的な説明が可能な範囲にて、補助対象とする。

※国内での販売実績のない新型機器については、試験運転データの提出を求め、信頼性が認められる場合に限り、補助対象とする。

※経費の計上に際しては、経済産業省の『補助事業事務処理マニュアル』に従うものとする。なお、調達に当たっては、技術的な観点からも評価を行う総合評価方式により実施することが望ましい。

※他社への委託契約等で実施する場合においても、上記区分により費用を積算するものとする。



## 5. 公募手続について

### (1) 公募期間

平成28年4月4日（月）～平成28年4月15日（金） 17：00（必着）

### (2) 申請書提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムブル・コジマ2F

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

事務局 業務第二グループ宛

TEL：03-5979-7621

注1：お問い合わせは、業務時間内（土日を除く9：00～12：00及び13：00～17：00）にお願いいたします。

注2：上記以外の電話番号では、本事業に関するお問い合わせにはお答えできません。

### (3) 提出方法及び提出期限

持参、又は、書留による郵送等（配達記録付き）

注1：持参の場合は、公募期間中の業務時間内（土日を除く9：00～12：00及び13：00～17：00）にお願いいたします。

### (4) 申請書類について

- 提出に際しては、本公募要領による様式を必ずご使用ください。また、申請書類の用紙の大きさは全てA4版で統一し、2穴（ISO838）のA4ファイルに綴じていただきます。
- 申請書類、添付書類については、「9. 申請書類等のファイリング順序」に従い、正本1部（片面印刷）、写し1部（両面印刷）を、電子媒体（CD-RあるいはDVD-Rに限る）については、正本1部、副本1部をご提出いただきます。ディスクのラベル面には、申請テーマ名、申請団体名を表記ください。
- 応募書類や追加説明資料は、審査用に限定して使用いたします。なお、応募書類は返却いたしませんのでご留意ください。

### (5) 補助事業者の義務等

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項の他、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。

- ③ 補助事業者は、毎年度、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する協議会の当該会計年度の3月31日（但し、最終年度においては、当該会計年度の3月10日とする）のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業終了後5年以内に行った場合及び補助事業において知的財産権等の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度終了後5年間の当該知的財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に知的財産権届出書を提出しなければなりません。
- ⑤ 当該設備の設置後の3年間、各年における補助事業に係る成果を報告するとともに補助事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
- ⑥ 事業化状況の報告により、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他本事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付しなければなりません。
- ⑦ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ⑧ 補助事業者は、協議会が別に定める期間内に、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。補助対象物件を販売又は処分もしくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。また、原則として補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められません。
- ⑨ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（委託事業を確定したときの証拠書類の写しを含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑩ 補助事業に関係する調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。
- ⑪ 当該事業が整備しようとする補助対象部分、箇所において、同時に国及び協議会等を通じた公的な補助金等の交付を受けることはできません。
- ⑫ 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や帳簿類の確認が出来ない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- ⑬ 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ⑭ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- ⑮ 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札または見積もり合わせによることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札または見積もり合わせ（3者以上の見積もりが必要）によらなければなりません。

- ⑩ 什器、一般事務用品、パソコン、ソフトウェア等、汎用で利用可能なもので、当該補助事業のみに使用することを明らかに出来ない場合には、補助金に計上することができません。

(6) その他

- ① 補助金の支払は、原則、毎年度の補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となります（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます）。また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続をした上で、当該部分にかかる補助金について概算払いをすることもできます。
- ② 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払対象となる行為が、当該交付決定のなされた国の会計年度中（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで）に終了するものに限られます。
- ③ 国（特殊法人等を含む）が助成する他の制度（大型蓄電システム緊急実証事業費補助金（大型蓄電システム緊急実証事業）以外の補助金、委託費等）と重複した交付申請書の提出（本提案書の提出以降を含む）は認められませんのでご注意ください。
- ④ 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうかは補助金の支払いに際し厳格に審査され、これを満たさない場合は当該補助金の支払いが行えないこととなるので、経済産業省の『補助事業事務処理マニュアル』を熟読のうえ、適正に管理することが必要となります。
- ⑤ 共同申請において、申請法人が他の共同申請法人の再委託先・外注先になる場合は、協議会の了解が必要です。

## 6. 審査・採択等について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。また、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

### (2) 採択の通知等

- ・選定結果については、決定後速やかに通知いたします。
- ・原則として、採択された案件については、企業名、事業テーマ等を公表します。

### (3) その他

- ・同一企業が類似内容で当該補助事業以外の国の補助事業や委託事業と併願していると認められる場合等には、採択時に調整する可能性があります。

### ※虚偽記載等に対する措置

応募書類への虚偽記載等が判明した場合は、審査・選定結果の如何に拘わらず不採択となる場合があります。また、採択決定を通知した後に判明した場合においても同様とします。

## 7. 問い合わせ先について

当該補助事業の内容等に関するご質問等に関しては、下記にて受け付けます（日本語のみ）。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
事務局 業務第二グループ

TEL : 03-5979-7621

FAX : 03-3984-8006

## 8. 申請書類等のファイリング順序について

各事業につき、以下の順序で通しのページ番号を記載の上、提出すること。

- ① 様式第1 補助金交付申請書
- ② 様式第1（別紙1） 補助事業に要する経費の配分
- ③ 様式第1（別紙2） 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額
- ④ 様式第2 実施計画書
- ⑤ 様式第2（別紙3、別紙3-1） 補助事業の経費の配分
- ⑥ 様式第2（別紙4） 補助事業に要する経費及びその調達方法
- ⑦ 様式第2（別紙5） 事業実施体制図
- ⑧ 様式第2（別紙6） 事業工程表
- ⑨ 消費税等仕入控除税額についての届出書 消費税1, 2, 3

## 9. 申請書類等の様式

記載に当たっては、協議会のホームページに掲載の編集用ファイルをご利用ください。

URL: <http://www.nepc.or.jp/>

様式第1

番 号  
年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度大型蓄電システム緊急実証事業補助金交付申請書

大型蓄電システム緊急実証事業実施細則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 全体の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 補助事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

(3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費

② 補助対象経費

③ 補助金交付申請額

(注1)「補助事業に要する経費」は、総事業費(補助対象+補助対象外)の額を記載すること。

(注2)消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

5. 補助事業に要する経費の区分ごとの配分（別紙1）

6. 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙2）

（注）1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。

（1）様式2の「実施計画書」を添付のこと。

（2）その他協議会が指示する書面。

2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

※一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の大型蓄電システム緊急実証事業補助金は、経済産業省が定めた大型蓄電システム緊急実証事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を原資として補助事業者に交付するものです。

様式第1(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合 計				

様式第1(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
合 計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。



1. 補助事業の概要

(1) 事業名称

補助対象事業名：

事業名称：○○○○○○○

関連事業者名：(注) 複数の事業者で実施する場合、全ての事業者名を記載すること。代表となる申請事業者名には○印を付すこと。

事業実施者

申請者名称(フリガナ)：○○株式会社(注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ)：代表取締役社長○○○○(注) 役職名から記載する。

郵便番号：〒□□□-□□□□

住所：○○県○○市○○町・・・

【担当者連絡先】(注) 協議会からの通知等は、「担当者連絡先」宛に送付します。

郵便番号：〒□□□-□□□□

住所：○○県○○市○○町・・・

氏名(フリガナ)：○○○○(△△△△)

所属部署名：(注) 連名申請の場合、会社名を記載すること。

電子メールアドレス：

電話番号：(注) 内線番号がある場合、内線番号も記載すること。

ファックス番号：

(2) 目的

(3) 概要

(注) 目標についても記載すること。なお、事業の事業期間が複数年度の場合、中間目標及び最終目標の時期と内容について具体的に記載すること。

2. 補助事業の内容

(1) 事業の内容(総論)

①研究開発の内容及び目標

②目標を達成するために解決すべき技術的問題と解決方法

(注) 従来から一般的に使われている方法と比較するなどわかりやすく記載すること。

(2) 事業の内容(詳細)

(注) 公募要領に基づいて事業内容を記載すること。

(3) 今年度の事業内容

1. 目的

2. 目標

### 3. 内 容

#### 3. 補助事業の事業期間

#### 4. 実施体制

- (1) 事業実施体制図
- (2) 実施予定場所 (注) 実施する場所とその選定した理由を記載すること。
- (3) 事業統括責任者について (注) 氏名、所属、経歴、実績等を記載すること。
- (4) 業務管理責任者について (注) 氏名、所属等を記載すること。
- (5) 従事者数、各人の業務分担および組織図

#### 5. 事業費

- (1) 事業経費の配分 (別紙3、別紙3-1)
- (2) 資金調達の予定 (別紙4)
- (3) 補助事業に要する経費およびその調達方法(事業全体に要する経費) (別紙4)  
(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

#### 6. 業務遂行能力

- (1) 当該補助事業の内容に関連する事業等の実績
- (2) 類似の研究開発
  - ① 公的資金による類似の研究開発について
  - ② 自己資金による類似の研究開発について
- (3) 国等からの補助金の受入、委託契約の受託等の実績
- (4) 経理的基礎(財務能力)
- (5) 経理等事務管理責任者について (注) 氏名、所属、経歴、実績等を記載すること。

#### 7. 添付書類

- (1) 事業実施体制図 (別紙5)
- (2) 事業収支計画表 (別紙4)
- (3) 事業経費積算内訳 (別紙3、別紙3-1)
- (4) 事業工程表 (別紙6)
- (5) 申請者の概要がわかるもの (全部事項証明証、会社概要パンフレット、定款等)
- (6) 最新の決算報告書
- (7) 補足資料

別紙3 (ゲーム全体または事業名) ※ 幹事会社は、ゲーム全体分、自事業分をそれぞれ作成すること。

補助事業の経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>用 自事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

費目	内訳	補助事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金交付申請予定額	備考
		金額	説明	金額	説明	積算内訳 (参考資料番号)			
人件費	研究員費					( )			
	補助員雇用費					( )			
(小計)	(小計)	0		0					
システム開発費	大型家電システム設計費					( )			
	制御システム実証費					( )			
(小計)	(小計)	0		0					
設置等関係費	大型家電システム設備費					( )			
	設置費					( )			
	保守管理費					( )			
(小計)	(小計)	0		0					
その他必要経費	消耗品費					( )			
	各種リース費用					( )			
	成果報告書の作成費・印刷費					( )			
	旅費交通費					( )			
	その他必要な経費					( )			
(小計)	(小計)	0		0					
消費税		0		0					
合計		0		0				0	

金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付する事。

金額は予定されている契約単位で記入する事。

補助金交付申請額は費目毎に合計した金額を記載すること。

この際、補助対象経費を合計し、補助率を乗じた額(小数点以下四捨五入)を記載すること。

※複数年度に渡る事業の場合、年度毎に記載すること。

補助事業の経費の配分 (委託費内訳)

<全体>又は<平成〇年度>※ 全事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位:円)

費目	内訳	補助事業に要する経費		補助対象経費の額		
		金額	説明	金額	説明	積算内訳 (参考資料番号)
人件費	研究員費					( )
	補助員雇用費					( )
(小計)	(小計)	0		0		
システム開発費	大型蓄電システム設計費					( )
	制御システム実証費					( )
(小計)	(小計)	0		0		
装置等関係費	大型蓄電システム設備費					( )
	設置費					( )
	保守管理費					( )
(小計)	(小計)	0		0		
その他必要経費	消耗品費					( )
	各種リース費用					( )
	成果報告書の作成費・印刷費					( )
	旅費交通費					( )
	その他必要な経費					( )
(小計)	(小計)	0		0		
消費税		0		0		
合計		0		0		

金額の算定根拠 (見積書、定価表、カタログ等) を添付する事。

(別紙 4)

補助事業に要する経費及び調達方法（事業全体に要する経費）

(チーム全体または事業者名)

(単位：円)

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			協議会補助金	その他補助金	小計		銀行名	銀行名	小計			
平成 25 年度					0			0		0		
平成 26 年度					0			0		0		
平成 27 年度					0			0		0		
平成 28 年度					0			0		0		
					0			0		0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(別紙5)

### 事業実施体制図

#### 1. 補助事業名

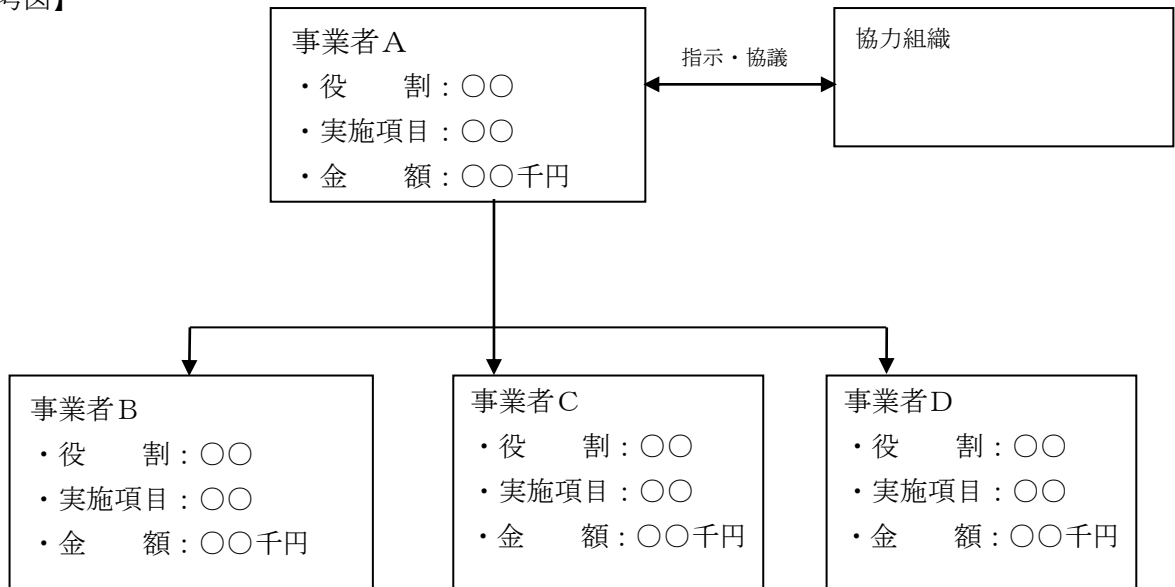
補助対象事業名 :

事業名称 : ○○○○○○

#### 2. 事業実施体制

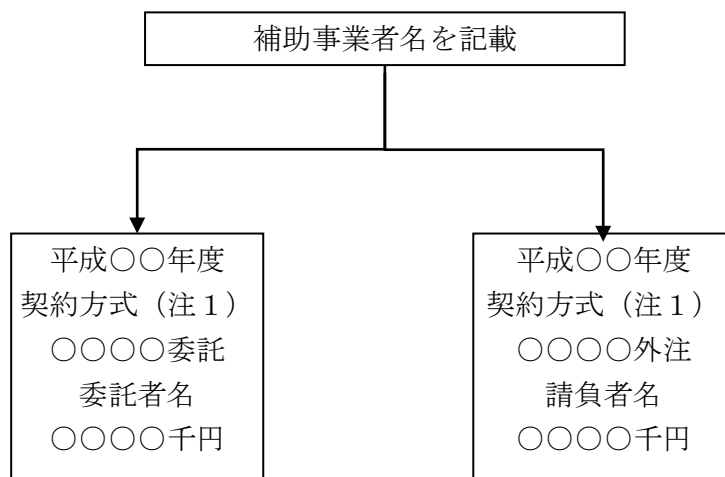
##### (1) 実施体制

【参考図】



(別紙5)

(2) 発注フロー図 (全事業者必須)



総事業費	〇〇〇〇千円
平成〇〇年度	〇〇〇千円
平成〇〇年度	〇〇〇千円
協議会補助金	〇〇〇〇千円
平成〇〇年度	〇〇〇千円
平成〇〇年度	〇〇〇千円

(注1) 入札、見積合わせ、随意のいずれかを記載すること。

### 3. 責任体制

(別紙6)

事業工程表

< 28年度 >

項目	平成28年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

< 全体 >

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度



消費税等仕入控除税額についての届出書  
(全事業者共通)

(消費税1)

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者には該当しません（又は、しない見込みです）ので、補助金の消費税等仕入控除税額については0円で申請いたします。

記

1. 対象期間：

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

2. 該当する消費税法の条項：

(消費税2)

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当し(又は、する見込みであり)、消費税等仕入れに係る税額については控除対象となりますので、補助金の消費税等仕入控除税額については〇〇〇円で申請いたします。

記

1. 対象期間:

自 平成 28 年 4 月 1 日  
至 平成 29 年 3 月 31 日

2. 特定収入割合計算式:

(消費税3)

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当します（又は、する見込みです）が、消費税等仕入れに係る税額については、消費税法第60条4項の規定により、特定収入割合が5%超となり控除対象外となる見込みですので、補助金の消費税等仕入控除税額については0円で申請いたします。

なお、消費税等仕入控除税額の確定により、特定収入割合が5%以内となった場合は、大型蓄電システム緊急実証事業実施細則第15条により補助金に係る消費税等仕入控除税額を協議会に返還いたします。

記

1. 対象期間：  
自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日
  
2. 特定収入割合計算式（見込み）：
  
  
3. 特定収入割合が5%超となる根拠（添付資料）

10. 参考資料-1

健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要となる等級単価一覧表は以下のとおり。

等級単価一覧表 平成28年度適用

(単位：円)

等級	健康等級適用者		労務費単価(円/時間)		健康等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単価 (円/時間)
	報酬月額	報酬月額	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額		
	以上	～ 未満			以上	～ 未満	
1	58,000	～ 63,000	340	450	～ 83,160	450	
2	68,000	63,000 ～ 73,000	400	530	83,160 ～ 96,360	530	
3	78,000	73,000 ～ 83,000	460	610	96,360 ～ 109,560	610	
4	88,000	83,000 ～ 93,000	520	690	109,560 ～ 122,760	690	
5	98,000	93,000 ～ 101,000	580	760	122,760 ～ 133,320	760	
6	104,000	101,000 ～ 107,000	610	810	133,320 ～ 141,240	810	
7	110,000	107,000 ～ 114,000	650	860	141,240 ～ 150,480	860	
8	118,000	114,000 ～ 122,000	700	920	150,480 ～ 161,040	920	
9	126,000	122,000 ～ 130,000	740	980	161,040 ～ 171,600	980	
10	134,000	130,000 ～ 138,000	790	1,050	171,600 ～ 182,160	1,050	
11	142,000	138,000 ～ 146,000	840	1,110	182,160 ～ 192,720	1,110	
12	150,000	146,000 ～ 155,000	890	1,170	192,720 ～ 204,600	1,170	
13	160,000	155,000 ～ 165,000	950	1,250	204,600 ～ 217,800	1,250	
14	170,000	165,000 ～ 175,000	1,010	1,330	217,800 ～ 231,000	1,330	
15	180,000	175,000 ～ 185,000	1,060	1,410	231,000 ～ 244,200	1,410	
16	190,000	185,000 ～ 195,000	1,120	1,490	244,200 ～ 257,400	1,490	
17	200,000	195,000 ～ 210,000	1,180	1,560	257,400 ～ 277,200	1,560	
18	220,000	210,000 ～ 230,000	1,300	1,720	277,200 ～ 303,600	1,720	
19	240,000	230,000 ～ 250,000	1,420	1,880	303,600 ～ 330,000	1,880	
20	260,000	250,000 ～ 270,000	1,540	2,030	330,000 ～ 356,400	2,030	
21	280,000	270,000 ～ 290,000	1,660	2,190	356,400 ～ 382,800	2,190	
22	300,000	290,000 ～ 310,000	1,780	2,350	382,800 ～ 409,200	2,350	
23	320,000	310,000 ～ 330,000	1,900	2,500	409,200 ～ 435,600	2,500	
24	340,000	330,000 ～ 350,000	2,020	2,660	435,600 ～ 462,000	2,660	
25	360,000	350,000 ～ 370,000	2,130	2,820	462,000 ～ 488,400	2,820	
26	380,000	370,000 ～ 395,000	2,250	2,980	488,400 ～ 521,400	2,980	
27	410,000	395,000 ～ 425,000	2,430	3,210	521,400 ～ 561,000	3,210	
28	440,000	425,000 ～ 455,000	2,610	3,450	561,000 ～ 600,600	3,450	
29	470,000	455,000 ～ 485,000	2,790	3,680	600,600 ～ 640,200	3,680	
30	500,000	485,000 ～ 515,000	2,970	3,920	640,200 ～ 679,800	3,920	
31	530,000	515,000 ～ 545,000	3,140	4,150	679,800 ～ 719,400	4,150	
32	560,000	545,000 ～ 575,000	3,320	4,390	719,400 ～ 759,000	4,390	
33	590,000	575,000 ～ 605,000	3,500	4,620	759,000 ～ 798,600	4,620	
34	620,000	605,000 ～ 635,000	3,680	4,860	798,600 ～ 838,200	4,860	
35	650,000	635,000 ～ 665,000	3,860	5,090	838,200 ～ 877,800	5,090	
36	680,000	665,000 ～ 695,000	4,040	5,330	877,800 ～ 917,400	5,330	
37	710,000	695,000 ～ 730,000	4,210	5,560	917,400 ～ 963,600	5,560	
38	750,000	730,000 ～ 770,000	4,450	5,880	963,600 ～ 1,016,400	5,880	
39	790,000	770,000 ～ 810,000	4,690	6,190	1,016,400 ～ 1,069,200	6,190	
40	830,000	810,000 ～ 855,000	4,930	6,500	1,069,200 ～ 1,128,600	6,500	
41	880,000	855,000 ～ 905,000	5,220	6,900	1,128,600 ～ 1,194,600	6,900	
42	930,000	905,000 ～ 955,000	5,520	7,290	1,194,600 ～ 1,260,600	7,290	
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	5,820	7,680	1,260,600 ～ 1,326,600	7,680	
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	6,120	8,070	1,326,600 ～ 1,392,600	8,070	
45	1,080,000	1,055,000 ～ 1,115,000	6,470	8,540	1,392,600 ～ 1,471,800	8,540	
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	6,830	9,010	1,471,800 ～ 1,551,000	9,010	
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	7,180	9,490	1,551,000 ～ 1,630,200	9,490	
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	7,540	9,960	1,630,200 ～ 1,709,400	9,960	
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	7,900	10,430	1,709,400 ～ 1,788,600	10,430	
50	1,390,000	1,355,000 ～	8,250	10,900	1,788,600 ～	10,900	

## 10. 参考資料-2

### 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む）がある場合、補助対象費用の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

#### 1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む）が以下の 1）～3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- 1) 補助事業者自身
- 2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- 3) 補助事業者の関係会社（上記2）を除く）

#### 2. 利益等排除の方法

##### 1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

##### 2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

##### 3) 補助事業者の関係会社（上記 2）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

10. 参考資料-3

提出書類の作成イメージ

